省　令

○財務省令第三十号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の施行に伴い、及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月一日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第11号 （表面） （組合員用） 本人（組合員）　令和　年　月　日交付 ○○共済組合 組合員証 記号　番号　（枝番） 氏名 性別 生年月日　年　月　日 資格取得年月日　年　月　日 発行機関所在地 保険者番号 名称　印 （裏面） ［略］ 備考　［略］	**別紙様式第11号** （表面） （組合員用） 本人（組合員）　令和　年　月　日交付 ○○共済組合 組合員証 記号　番号 氏名 性別 生年月日　年　月　日 資格取得年月日　年　月　日 発行機関所在地 保険者番号 名称　印 （裏面） ［同左］ 備考　［同左］